

## ① 坂町消防団新陣容発令される

消防団幹部の任期満了による改選により、次のとおり新幹部が決定しました。

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名
団長	車地 克典
副団長	豊岡勘太郎
副団長	山脇 一郎

職名	氏名	職名	氏名		
本部分団	分団長	縫部 雄治	横浜第1分団	分団長	花房 孝太
	副分団長	磯井 祐一		副分団長	花房 憲臣
坂第1分団	分団長	松谷 良美	横浜第2分団	分団長	三島 学
	副分団長	山本 寿		副分団長	花房 徹
坂第2分団	分団長	正原 政明	横浜第3分団	分団長	車地 孝幸
	副分団長	金子 国浩		副分団長	植田 辰夫
坂第3分団	分団長	梶谷 陽一	小屋浦分団	分団長	西谷 伸治
	副分団長	井下 和広		副分団長	中野 大祐

**退団** 永年にわたり、消防団幹部として町の防災にご尽力いただいた次の方々から退団されました。誠にありがとうございました。

団長 車地 健二  
 副団長 鬼頭 昌宏  
 本部分団 分団長 尾崎 賢介  
 小屋浦分団 分団長 西谷 正巳  
 本部分団 副分団長 岸 広樹  
 (敬称略)

## ① 横浜公園の遊具が新しくなりました

横浜公園の遊具を大規模リニューアルしました。

坂町の木「梅」をあしらった、うめの木ローラー滑り台をはじめ、新たに設置された9基の遊具が皆様のご利用をお待ちしています。

恐竜をテーマにした遊具が設置されたよ!



うめの木ローラー滑り台



トリケラクライム



ステゴ渡り



恐竜シーソー

## ① 令和5年度からの国民健康保険税率の改定について

### ●坂町の国民健康保険税の変更

国民健康保険の令和6年度の標準保険料(税)率準統一に向け、保険税の急激な増減が起きないように、坂町では令和5年度において、保険税率の調整を行います。

なお、保険税額の決定通知は7月中旬に送付します。(納期は7月から2月までの8期です。)

### 坂町国民健康保険税率表

(単位:円)

年度	令和4年度				令和5年度			
	医療分	介護分	後期高齢者支援分	合計	医療分	介護分	後期高齢者支援分	合計
対象者	加入者全員	40~64歳	加入者全員		加入者全員	40~64歳	加入者全員	
所得割	7.33%	1.91%	2.36%	11.60%	7.22%	1.99%	2.55%	11.76%
均等割(1人あたり)	27,850	9,370	8,970	46,190	29,170	9,980	10,180	49,330
平等割(1世帯あたり)	22,560	4,980	7,270	34,810	21,130	5,090	7,310	33,530
限度額	650,000	170,000	200,000	1,020,000	650,000	170,000	220,000	1,040,000
所得割の算定式	(総所得額 - 基礎控除額(43万円)) × 税率							

※4月から翌年3月までを1年間として、年間保険税が計算されます。途中で加入した場合は、加入月から計算し、途中で喪失した場合は、4月から喪失した月の前月までを計算します。

### ●保険税の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

#### 均等割・平等割の軽減について

世帯の総所得金額(被保険者と世帯主の所得の合計額)	軽減率
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	7割
43万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	5割
43万円 + 53.5万円 × 世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	2割

※給与所得者等とは、給与収入55万円超の人と、公的年金等の支給60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)を受け取る人です。

※年金収入については、高齢者特別控除(総所得金額から15万円を控除)を適用します。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

#### 平等割の軽減について

世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、単身世帯(国保被保険者が1人のみ世帯)となる方は、対象となってから5年間は平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方については、資格取得後2年間を経過する月までに限り、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、すでに5割軽減、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者など、減免が適用できない場合もあります。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503